

益城町複合施設（仮称）のあり方に係る説明資料

1. 公の施設のあり方検討に関する基本方針及び検討フロー
2. 益城町公民館、男女共同参画センター、地域ふれあい交流館の概要
3. 複合施設（仮称）に関する公の施設のあり方検討委員会（平成30年）の答申内容
4. 複合施設（仮称）に係る検討の経緯及び今後の流れ
5. 町上位計画の確認
6. 効率的な管理運営方法に関する検討

1 公の施設のあり方検討に関する基本方針及び検討フロー

公の施設のあり方検討に関する基本方針（平成29年12月）【抜粋】

公の施設のあり方検討は、総合計画及び行政改革大綱に基づき行うもので、本方針は、公の施設のあり方を検討するにあたって、基本的な方針を示すものです。

【公の施設とは】

公の施設とは、地方自治法第244条第1項に規定する住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設置する施設です。

○地方自治法

（公の施設）抜粋

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2～3（略）

（公の施設の設置、管理及び廃止）抜粋

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2（略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を**効果的**に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4～11（略）

【基本方針】

社会経済情勢の変化に伴い、住民のニーズが多様化する中で質の高いサービスを提供するとともに、今後も厳しい財政状況が予想されるなか、**効果的・効率的な行政運営を図ることを基本に検討**する。

【検討組織】

「益城町公の施設のあり方検討委員会」において、今後の公の施設の方向性について検討する。

1 公の施設のあり方検討に関する基本方針及び検討フロー

【公の施設のあり方検討の基本的な視点】

(1) 施設の設置目的等の検証

町が設置する公の施設について、その設置目的と住民のニーズや民間施設との競合等の観点から、施設の設置目的やあり方等を検証します。

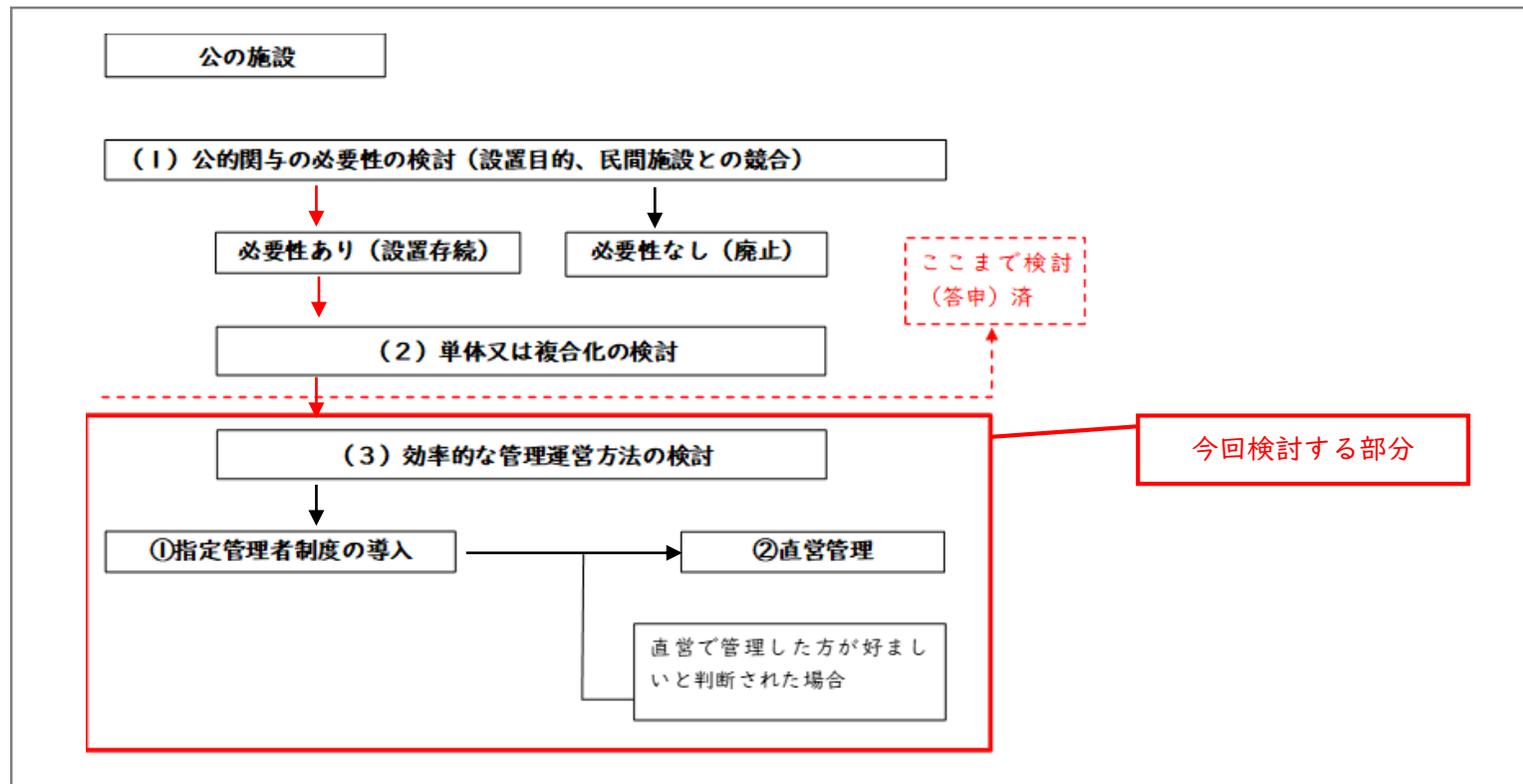
(2) 公共施設の整備方針等の検討

公共施設の整備等にあたっては、施設の機能、複合化、維持管理等について、財政面や効率的・効果的な視点を含め検討します。

(3) 効果的な管理運営主体の検討

施設サービスの提供及び施設の管理運営にあたっては、住民サービスの向上と効果的な施設運営の観点から、管理運営主体の見直しを行います。

【検討フロー】



2 益城町公民館、男女共同参画センター、地域ふれあい交流館の概要

■ 複合化する3施設について

➤ 益城町公民館

施設規模 延床面積：1,197㎡

主な設備 講堂、研修室、会議室、和室 等

担う機能

- ・生きがいつくりや豊かな人生を送るための支援
- ・住民の多様な生涯学習ニーズへの対応 等



➤ 男女共同参画センター

施設規模 延床面積：726㎡

主な設備 相談室、託児室、料理実習室、軽運動室、講習室、和室 等

担う機能

- ・男女共同参画社会を目指す意識づくり
- ・男女共同参画社会のための総合推進体制づくり
- ・男女がともにいきいきと暮らせるための環境づくり 等



➤ 地域ふれあい交流館

施設規模 延床面積：400㎡

主な設備 プレイルーム、相談室、打合せスペース 等

担う機能

- ・子の状況や家庭環境に合わせた、全ての子育て家庭の支援
- ・社会全体で子育てを応援する意識づくり
- ・子育て家庭が支援サービスを効率的に利用できるための周知・啓発 等

集いの広場事業（3歳未満の乳幼児及び保護者が対象）を展開していた。



3 複合施設（仮称）に関する公の施設のあり方検討委員会（平成30年）の答申内容

■ 答申

検討対象となっている3つの施設の今後のあり方について、次のとおり答申する。

- ① 3つの施設の機能は益城町にとって引き続き必要である。
- ② 3つの施設は1つの施設に複合化することが適当である。
- ③ 複合化を検討するにあたり、付帯意見に示す施設（ハード）の観点と利用者（ソフト）の観点から見た留意事項を検討すること。

【付帯意見】

◆施設（ハード）の観点から見た、複合化に係る留意事項

1) 現代の社会的ニーズに沿った公共施設の検討

バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、多目的トイレ、授乳室、エレベータ、自動ドアなどの整備、環境エネルギーの利活用、防災に係る町の諸計画に基づいた防災設備や利用者の安全に配慮した防犯設備の設置、食育に配慮した調理室、相談者目線の相談室の設置など、現代の社会的ニーズに対応した設備を検討し、様々な利用者に配慮した、最新の機能を持たせることが求められる。また、施設環境及び周辺環境の整合性を取ることも重要である。

ただし、各設備の導入に関しては、建設時点の補助制度の活用、利便性向上のための利用者目線に立った設備の適正配置が求められる。

2) 町の活性化につながる公共施設の検討

子どもからお年寄りまで活用できる公共施設ができることによる、町全体の復興への機運醸成や多世代交流の促進、建設エリアへの来客者増による民間施設の売り上げ増、民間投資の向上など、町の活性化につながられる施策を打ち出していくことが求められる。

ただし、建設段階における財政的負担（将来的な町民負担）の軽減や、たゆまぬ利便性向上策の実施、施設が持つ機能の効果が最大化されるような施策の実践、効率的な管理運営方法の導入などが求められる。また、施設が配置されるエリア内の回遊性を高める取組（地域共同イベントの実施や共通で使える地域ポイントの導入など）も重要である。

3 複合施設（仮称）に関する公の施設のあり方検討委員会（平成30年）の答申内容

3) 利用者数の増加が見込める施設の検討

3施設が複合化し新しい公共施設ができることにより、各施設を利用していた利用者が一つの施設を利用することになるだけでなく、これをきっかけにそれぞれの施設が担っていた機能を住民が再確認することで新たな利用者が生まれることにより、利用者数の増加が期待できる。

なお、建設の検討に関する情報公開や住民が積極的に施設の運営に関わることができる体制づくりなどを検討することが求められる。

ただし、利用者の来館手段に応じた利便性の改善や多様な利用形態に柔軟に対応できる設備の検討、開館時間の拡大など利便性の向上を図る必要がある。

4) 建設に係るコスト縮減の検討

3施設のうち益城町公民館は現地復旧ができないことを考慮し、男女共同参画センターや地域ふれあい交流館跡地を含む町内の公有地の利活用検討が求められる。また、3施設における類似設備、共用可能設備を見直し、建設に必要な面積を抑える必要がある。

なお、建設時の補助制度などの積極的な活用も重要である。

5) 管理運用コストの削減検討

環境エネルギーの利活用や、事業に対する補助金の積極的な活用により、相対的に管理運用に係るコストを削減することが求められる。

なお、3施設の複合化に伴う業務委託費の圧縮や、効率的な管理運営方法の導入など、管理運用の効率化によるコスト削減を検討することも必要である。

3 複合施設（仮称）に関する公の施設のあり方検討委員会（平成30年）の答申内容

◆利用者（ソフト）の観点から見た、複合化に係る留意事項

1) コミュニティ拠点としての多様な利用者への配慮

バリアフリーへの配慮やフリースペースの設置など設備面での利便性の向上や、開館時間の拡大など、設備の整備、運営面での対応により、多様な利用者が身近に利用できることが求められる。

2) 多世代交流が生じやすい環境の構築

利用者、地域住民、行政などからなる施設の運営協議会の定期的な開催を通し、施設が持つ機能を最大化するための施策（交流促進が見込める合同イベントや、多世代・多様な生活スタイルに配慮した生涯学習講座の開催など）を打ち出すことにより、世代間の交流促進や、相互理解が深まる機会が生まれやすい環境を構築することが求められる。

3) 施設機能がもたらす効果の最大化の検討

子育て相談に来た母親を、就労支援等へスムーズにつなげるなどの事業間の連携推進や、公民館講座で学んだ人たちがその内容を子どもたちに教えるなどの「学びの連鎖」の実現といった、各事業の一層の連携強化や充実化を図ることが求められる。そのため、施設の運営に関わる者が施設に関する様々な情報を共有し、運用面でも共有化を図っていくことが求められる。また、防犯面に配慮した安心・安全な施設づくりも重要である。

4) 来場者が「新たな発見・出会い」を得ることができ環境の構築

イベントや講座の情報を目につきやすくするといったハード面での対応や、施設の運営に関わる者が施設に関する様々な情報を共有し、運用面でも共有化を図ることで「新たな発見・出会い」が創出される環境を構築することが求められる。

3 複合施設（仮称）に関する公の施設のあり方検討委員会（平成30年）の答申内容

5) 活動団体間の交流の促進

従来の各施設でそれぞれ活動していた団体が、複合化することに伴い一つの施設で活動するようになり、団体間の交流が生まれ、新たな活動の創造が起こりうる。そのため、プライバシーの保護や音響、振動などに配慮しつつ、極力各設備が物理的に利用者・団体間の交流が生まれやすい構造になっていることなどの環境構築が求められる。また、施設の運営委員会等での検討を通じた交流促進策の実施も併せて求められる。

6) 施設利用に対する弾力的かつ効率的な対応策の検討

間仕切りの活用や、会議室などを防音や振動に配慮した構造にするといった、多用途に使用可能な設備整備の検討が必要である。また、施設の開館時間の延長による各時間帯の利用者数の平準化の促進や、町内の貸館を行う公共施設の利用状況を、設備の種類ごとに一覧で確認できるよう予約システムを改修するなど、町内の全公共施設の利用率向上策を併せて検討していくことが求められる。

これらの答申内容を踏まえ複合施設（仮称）の建設設計を開始

4 複合施設（仮称）に関する検討の経緯及び今後の流れ

■ 検討の経緯

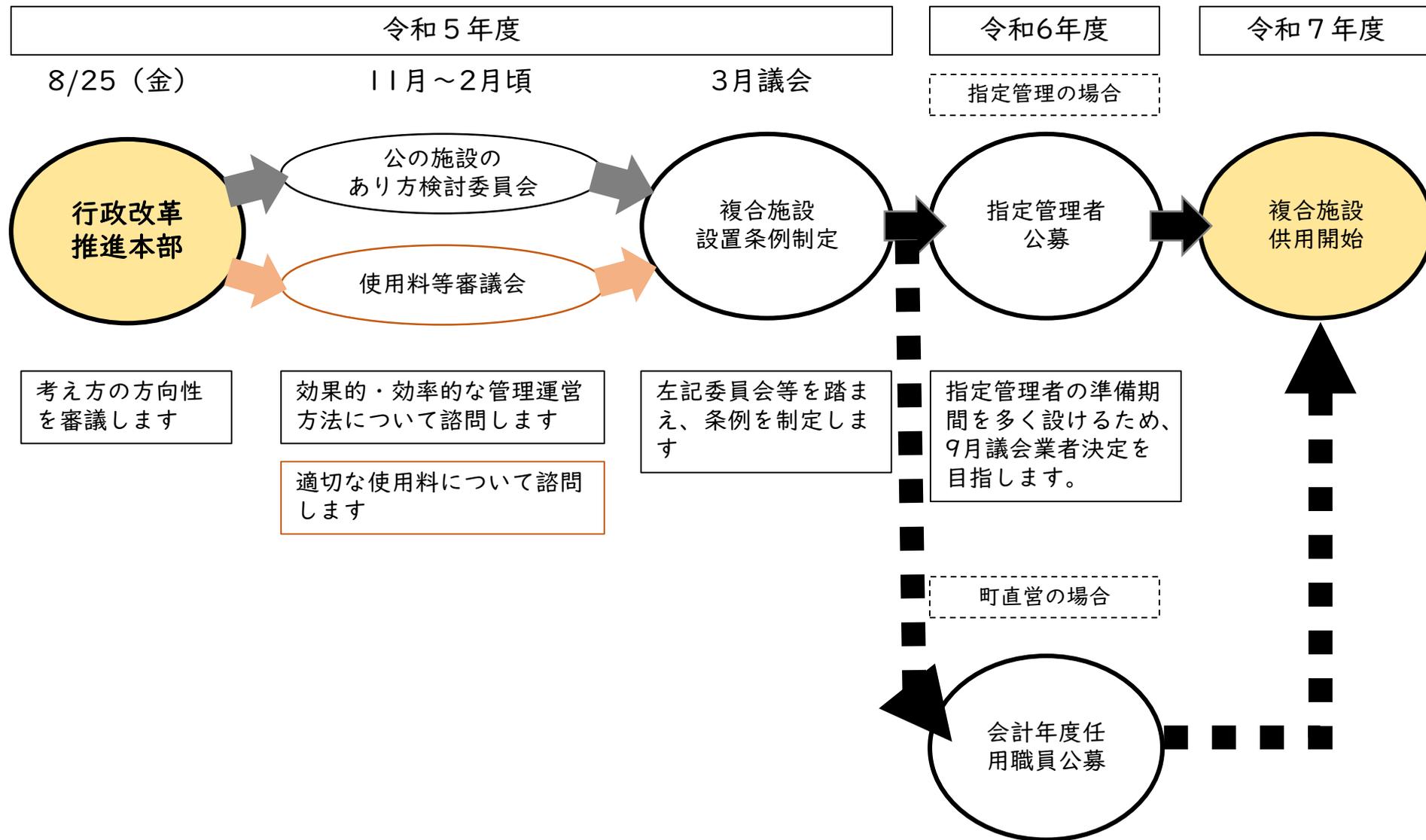
時期	内容	備考
平成30年（2018年）1月	益城町公民館、男女共同参画センター、地域ふれあい交流館（以下「3施設」）の今後のあり方について諮問	公の施設のあり方検討委員会
平成30年（2018年）3月	3施設の「公的関与の必要性及び複合化することが適当」との答申	公の施設のあり方検討委員会
平成31年（2019年）3月	複合施設建設基本計画策定（別紙1）	複合施設建設検討委員会
令和3年（2021年）1月	複合施設建設基本設計策定（別紙2）	
令和4年（2022年）3月～	複合施設建設実施設計作成開始	
令和5年（2023年）1月～	複合施設運用方法検討開始	役場関係課担当者
令和5年（2023年）3月	複合施設建設実施設計策定（別紙3）	

■ 今後の流れ

- ① 公の施設のあり方検討委員会の開催（令和5年11月～翌年1月頃まで）
『益城町公の施設のあり方検討に関する方針』に基づき、効率的な管理運営方法について公の施設のあり方検討委員会にて審議
- ② 使用料等審議会の開催（令和5年11月～翌年2月頃まで）
『益城町使用料・手数料等の適正化に関する基本方針』に基づき、複合施設の使用料を算定し、使用料等審議会で審議
- ③ 複合施設設置条例の上程（令和6年3月議会）
①、②の答申内容を踏まえ、設置条例を整備
- ④ 指定管理者の公募（令和6年度）
①の検討結果によるが、指定管理者を導入する場合は、指定管理者の公募を実施

4 複合施設（仮称）に関する検討の経緯及び今後の流れ

■ スケジュール



5 町上位計画の確認

■ 複合施設（仮称）に係る町の方向性確認

（別紙4：第6次益城町総合計画第2期基本計画〈概要版〉）

■ 複合施設（仮称）立地箇所の位置付け

（別紙5：益城町都市計画マスタープラン〈概要版〉）

6. 効率的な管理運営方法に関する検討

① 複合施設（仮称）について

複合施設（仮称）は、今後の益城町の復興の促進と更なる発展を目指す地域づくりの拠点となる施設で、いつでも誰もが気軽に利用し、自発的に交流が生まれ、地域と人の結びつきを強める施設となるよう、「地域を結び将来の発展を目指す地域づくりの拠点」を目指すべき姿とし、基本理念を（1）全ての利用者にやさしい施設（2）災害に強く、災害を学べる施設（3）経済性に優れた施設（4）周辺環境と調和した施設（5）多様性に柔軟な施設と決めました。

施設が担う機能（益城町公民館、男女共同参画センター、地域ふれあい交流館）の更なる充実を図るとともに、複合化により期待される相乗効果を最大限に高め、より住民が利用しやすく、親しみを持たれる施設となるため、管理運営の基本方針を以下のとおり定めるところです。

② 管理運営の基本方針

- （1）垣根のない学びの提供
- （2）交流による新たな価値や活動の創造
- （3）憩いとにぎわいの場の提供

管理運営の基本方針の考え方

（1）垣根のない学びの提供

性別や年齢にとらわれない学びを提供し、子どもから高齢者までが共に学べる環境づくりを目指します。また、複合施設であるという特性を生かし、相互に連携を図りやすい一体化された管理運営を目指します。

（2）交流による新たな価値や活動の創造

人が集い、世代を問わず楽しむことで新たな出会い、“やりたいこと”の発見に繋がる場を提供します。さらに、学んだことを教え合う仕組みを構築し、住民支援と人材育成を図ります。

（3）憩いとにぎわいの場の提供

機能を十分に発揮し、住民に親しまれる施設を目指します。また、利用者のニーズが適切に反映され、利用者同士のコミュニケーションが取れるような運営を目指します。

6. 効率的な管理運営方法に関する検討

③ 事業体系（案）

事業体系を検討するうえで、3つの基本方針に基づく事業展開を考えました。また、その実施内容については、既存事業の目的に加え、7/25に開催したWSでいただいた意見／ニーズを反映しています。

『ネオ公民館を考えよう！2023.7.25』

施設の目指す姿	基本方針	実施事業の展開	実施内容	WS意見
地域を結び将来の発展を目指す地域づくりの拠点	学垣 び根 のの 提な 供い	共生社会の実現に向けて、多様性を認め合い相互理解を深める事業や子どもから高齢者までが共に学べる事業を展開します。	<p>性別・年齢・国籍を超えた講座に関すること</p> <p>ネットを活用したサテライト講座に関すること</p> <p>就労に関すること</p> <p>啓発活動に関すること</p> <p>体験・研修に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 性別／年齢／国籍を超えた ネットを活用した 体験／研修
	活新交 動た流 のなに 創価よ 造値る や	新たな出会いや「やりたいこと」が見つかる機会を創出し、学びを共有する事業を展開します。また、住民どうしの創造的な活動の支援と自立した人材の育成を目指す事業を展開します。	<p>関連機関との連携構築に関すること</p> <p>コミュニティイベントに関すること</p> <p>住民によるワークショップや講座等の支援に関すること</p> <p>各種団体の活動促進に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティイベント 重身によるワークショップや講座等の支援 各種団体の活動促進
	場に憩 のぎい 提わと 供い の	施設が機能を十分に発揮し、親しまれるよう事業を展開します。また、利用者同士が繋がり、憩いと賑わいを楽しむ場を提供します。	<p>集い・憩いの場の形成及び提供に関すること</p> <p>時節に応じたイベントに関すること</p> <p>ライフイベントに応じた事業に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 集い／憩いの場の形成 時節に応じたイベント

6. 効率的な管理運営方法に関する検討

④ 開館時間・休館日、運営体制

本施設の開館時間・休館日については、WSでいただいたニーズを踏まえ、また、施設によって休館日のばらつきが出ないように、次のとおり設定したいと考えています。

開館時間：平日／休日とも9時～22時

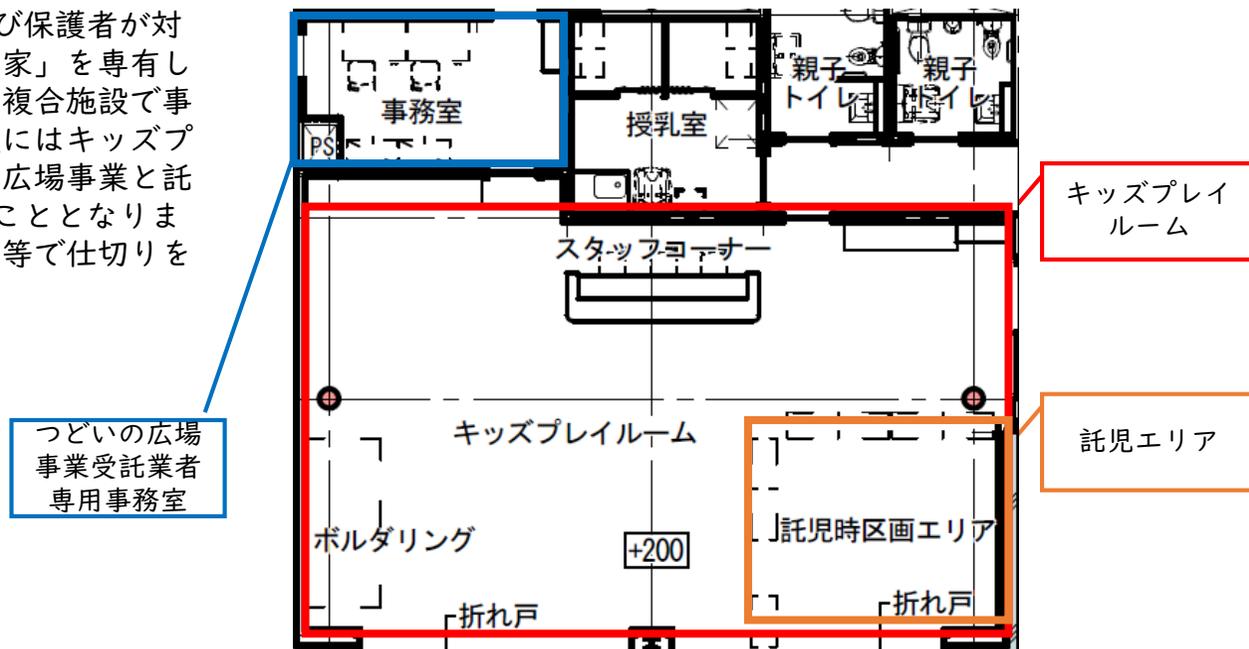
休館日：毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始

また、町長部局と教育委員会の施設が混在することになりますが、機動的で効率的な組織とするため（何か起こったときの素早い対応、管理に混乱が生じないようにするため）1つの部署が所管します。

所管課：生涯学習課

（参考）つどいの広場事業と託児事業の運営イメージ

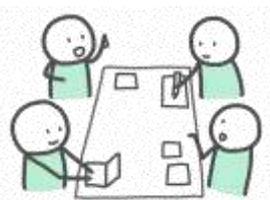
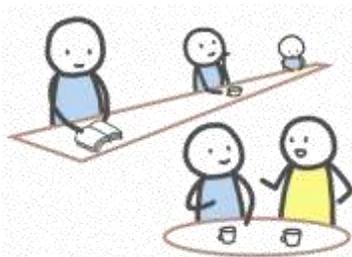
現在「つどいの広場事業（3歳未満の乳幼児及び保護者が対象）」は、ミナテラス西隣に設置した「みんなの家」を専有して事業を行っていますが、複合施設供用開始後は複合施設で事業を行うこととなっています。一方で、複合施設にはキッズプレイルームが1か所となっているため、つどいの広場事業と託児事業（概ね小学6年生までが対象）が混在することとなります。そのため、キッズプレイルームに可動式家具等で仕切りを設置し、事故等が起きないように運営します。



6. 効率的な管理運営方法に関する検討

⑤ 実施していく事業（案）

複合施設で実施していく事業については、これまでの既存事業に加え、複合化により新たに実施可能な事業、施設の特性や立地場所を生かした事業などを展開していく必要があります。また、住民の“憩いの場”の提供に向け住民ニーズに沿った空間形成事業も展開していく必要があります。

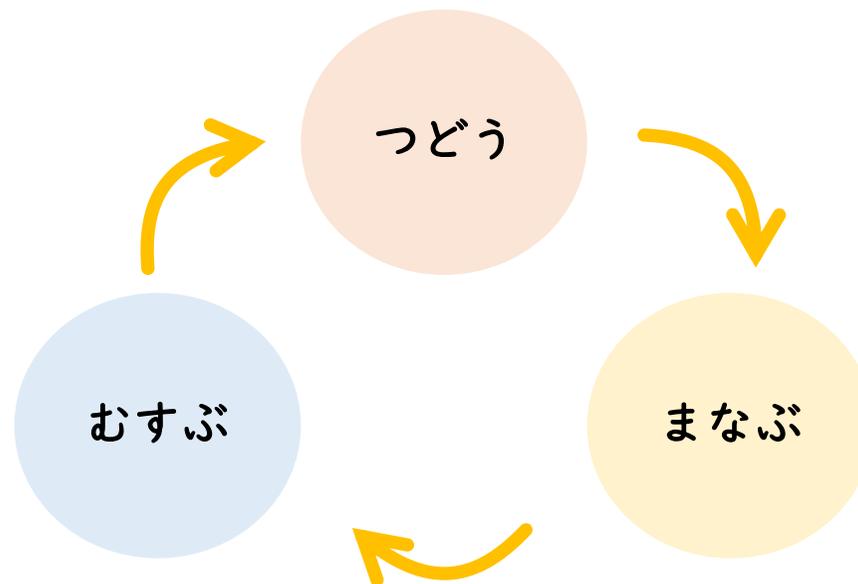
既存事業	複合化による事業	特性等を活かした事業	憩いの場の提供事業
<ul style="list-style-type: none"> 公民館通年講座 公民館短期、単発講座 出前講座 関連機関との連携事業 就労支援事業 男女共同啓発講座 ましき女性みらい塾 男女共同参画社会推進懇話会 結婚対策協議会 DV、女性に関する相談事業 要保護児童及びDV防止対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> 性別、年齢、国籍を超えた新たな講座 公民館受講者と憩いの場を求めてきた来館者との交流事業 公民館ボランティア養成事業 親子活動室活用による親子間の交流など新たな活動を創造する事業 生活の息抜きになるような事業 講座受講卒業生とましき女性みらい塾卒業生の協働による新たな啓発講座等事業 得意なことなどでマッチングし、交流と新たなサークル創出事業  <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 時節に応じたイベント事業 フリマなど集客を促す事業 避難所生活体験事業 外国人が孤立しない防災訓練事業 小さなお子さんを持つ家庭の防災訓練 復興推進エリアであるからこそできる事業 芝生広場を活かしたストレス発散事業 パーラー公民館事業（のんびりした自由な解放感と公民館が融合した公民館（屋台型公民館（パラソルと黒板テーブルなど）） <p style="text-align: right;">など</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 一人を楽しめる空間形成事業 カフェなどの軽飲食事業 ハンモックなどゴロンとできる環境整備事業 常にキッチンカーや軽物品販売テントがある状態を創出するなど、来たくなる雰囲気づくり事業 ごはんを持ち寄ってただ集まる「朝食会」事業 <p style="text-align: right;">など</p> 

6. 効率的な管理運営方法に関する検討

⑥ 事業実施において“大事にしたいこと”

複合施設（仮称）で実施していく事業において特に大事にしたいことは、

『つどう⇒まなぶ⇒おすぶ⇒新たな人がつどう⇒…』の好循環



この好循環システムの構築することで、施設稼働率が上がり、住民満足度の向上へとつながり、これが益城町の“にぎわいづくり／まちづくり”へと発展し、将来像の『地域を結び将来の発展を目指す地域づくり拠点』へ寄与するものだと考えております。

6. 効率的な管理運営方法に関する検討

『つどう、まなぶ、おすぶ』にかかる他自治体の実施具体例

つどう

移動公民館



【パーラー公民館】

地域団体、住民、NPO団体、アーティスト、などと連携し、移動型公民館を実施
(月1回は講師を招いてのワークショップやイベント等を開催)

外国人の居場所づくり



【ネパール・ニューイヤーセレブレーション】

県内の関係団体と協力し、ネパールの新年をお祝いするお祭りを実施



公民館がない地区の住民の「つどう・まなぶ・おすぶ」の場となっている。

那覇市若狭公民館



- ・異文化交流
- ・外国人の居場所づくり

那覇市若狭公民館

6. 効率的な管理運営方法に関する検討

まなぶ

様々なバリエーション展開

- ・ 市民講座
- ・ 大学連携講座
- ・ IDAY講座
- ・ 季節講座
- ・ 地域を学ぶ講座
- ・ 刈谷まなびの広場
- ・ まなびの教室
- ・ アイリスカルチャークラブ

刈谷市総合文化センター アイリス



天体観測

西脇市茜が丘複合施設みらいえ



プログラミング教室

延岡市駅前複合施設 エンクロス



ドイツ料理教室

IHで美容食教室

離乳食教室

お茶の入れ方教室

延岡市駅前複合施設 エンクロス

6. 効率的な管理運営方法に関する検討

まなぶ

様々なバリエーション展開



パーソナルカラー教室

延岡市駅前複合施設 エンクロス



エステティシャンのお仕事体験

延岡市駅前複合施設 エンクロス

特別なことはしていない。

ノウハウの蓄積

- ・時流やニーズ合わせ、内容や見せ方を工夫
- ・人材の発掘
- ・他事業者（民間事業者）との協同

住民が“つどう”ような講座の実施

6. 効率的な管理運営方法に関する検討

おすぶ

活動している活動者の紹介



在住者で活動している人を紹介
(活動内容、連絡先など)



住民が気軽に繋がれる状況を創出

ノウハウの蓄積

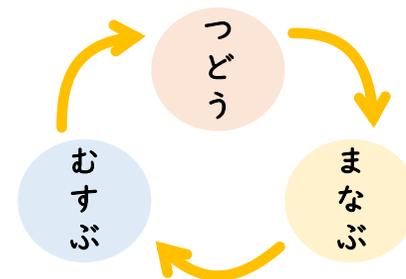
生涯学習担当スタッフが情報を提供しながら”まなび“をサポート

豊富な自主講座

延岡市駅前複合施設 エンクロス



おすぶれた住民が自主講座に参加する。

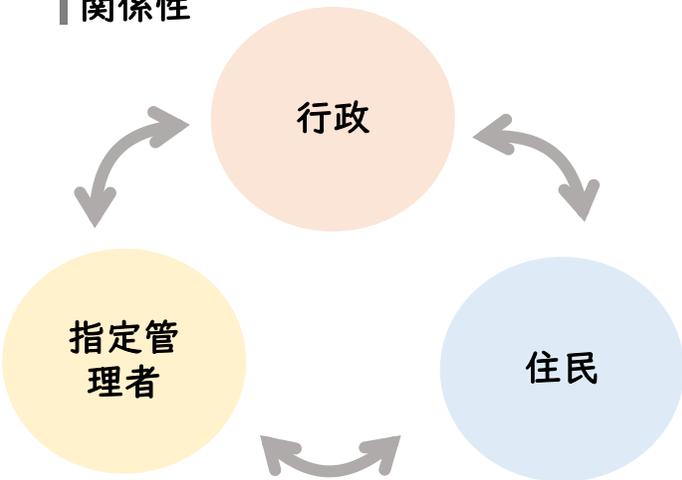


「つどう→まなぶ→おすぶ→新たな人がつどう→…」の循環をつくり出している。

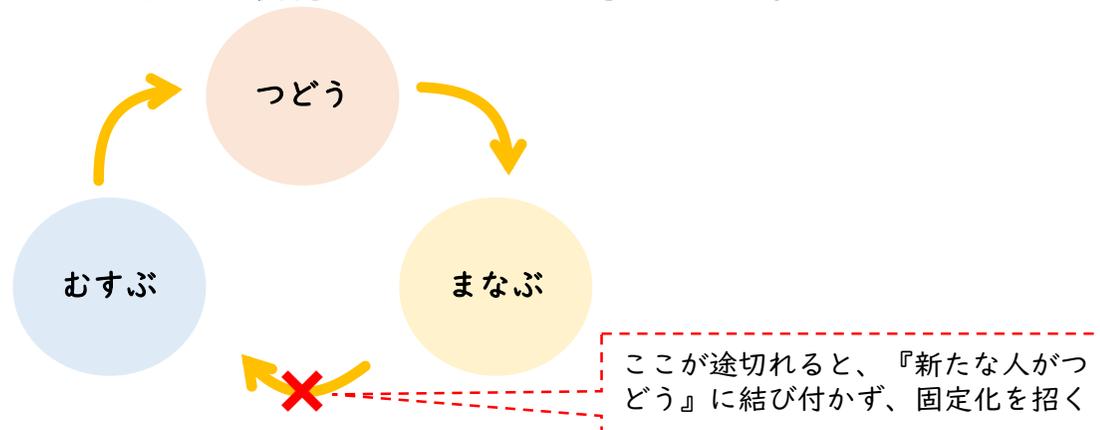
6. 効率的な管理運営方法に関する検討

■他自治体の事例では、行政・住民・民間が互いに協力し合い“まちづくり”を行っており、それにより『つどう⇒まなぶ⇒おすぶ⇒新たな人がつどう⇒…』の好循環が構築されています。

関係性



■この好循環の一部でも途切れてしまうと、利用者の固定化を招くこととなり、そのケースは全国的に多く、本町でもそのような状況になっていると思われます。



■また好循環を持続的に行うにはノウハウの蓄積が必須

『(つかう、まなぶ：時流やニーズの汲み取り)』

＋『人材ネットワーク (まなぶ：横のつながり)』

＋『活動者の見える化 (おすぶ：エンクロスの活動者の紹介)』

⇒ **新たな人の獲得**

6. 効率的な管理運営方法に関する検討

⑦ 施設稼働率

行政がやるべきこと、
行政でもできることの好循環

益城町公民館



男女共同参画センター



平均稼働率：21.5%
(地震前)

民間だからこそできる、
民間の強みを生かした好循環

ノウハウが蓄積された民間
の力

+

A市の公民館（指定管理）



稼働率：約50%（コロナ禍）
受講者：約5万人

B市の複合施設（指定管理）



来館者：約94万人（コロナ禍）
自主企画：約270件

6. 効率的な管理運営方法に関する検討

⑧ 複合施設（仮称）に必要な人員及び経費（概算）

■ 必要人員

職種	人数（人）
館長（正職）	1
職員（正職）	1
社会教育指導員（会計）	1
管理人（会計）	3

※必要職員（正職）数について

A	B	A/B
全事業に係る時間(hr)	年間労働時間（hr）	必要な人員工数
867時間30分	1900時間00分	0.46
施設管理運営に係る時間(hr)	年間労働時間（hr）	必要な人員工数
607時間30分	1900時間00分	0.32

※年間労働時間 = 245日（年間労働日数）× 7時間45分

※事業に係る時間 = 各事務事業に要する時間 × 年間回数

既存町事業	1回実施するにあたり必要な時間（準備等含む）	年間回数	事業に係る時間
就労支援に関する事業	75時間00分	1	75時間00分
男女共同参画に関する事業	20時間00分	1	20時間00分
女性活躍推進に関する事業	15時間00分	1	15時間00分
公民館講座準備/受付	0時間45分	200	150時間00分
計			260時間00分

施設管理運営業務（管理人業務除く）	1回実施するにあたり必要な時間	年間回数（回）	業務に係る時間
貸館受付業務（窓口申請）	0時間10分	3,300	550時間00分
貸館受付業務（電話対応）	0時間05分	330	27時間30分
施設管理事務（簡易）	0時間30分	36	18時間00分
施設管理事務（時間を要する）	2時間00分	6	12時間00分
計			607時間30分

■ 必要経費（概算）

職種	人数（人）	平均給与（円）	人件費（円）
館長（正職）	1	5,615,754	5,615,754
職員（正職）	1	5,615,754	5,615,754
社会教育指導員（会計）	1	2,691,240	2,691,240
管理人（会計）	3	2,296,000	6,888,000
計			20,810,748

物件費	23,478,913
需用費	6,057,107
光熱水費	5,441,107
燃料費	90,000
消耗品費	449,000
その他	77,000
役務費	1,543,629
委託料	14,503,343
使用料・賃借料	1,374,835
その他	
維持補修費	0
修繕費	0
その他	

※維持補修費については、新築物件のため想定なし。何かあった場合は予備費で対応予定。

6. 効率的な管理運営方法に関する検討

⑨ 複合施設（仮称）の想定収入

未確定

複合施設（仮称）		A	B=A× (A)~(D)	C=A× (a)~(d)	D=A× (i)~(iv)	C×I	D×I	E	F	G	H=(C-D)× E+D×F+C×G	※補正係数加算
貸出施設	施設面積 (㎡)	年間使用可能時間 (hr)	想定 町利用時間 (hr)	一般における 想定利用時間 (hr)	町以外減免団 体における想定 利用時間 (hr)	一般における 想定利用時間 (hr)	町以外減免団 体における想定 利用時間 (hr)	一般使用料 (円/hr)	減免団体使用料 (円/hr)	空調使用料 (円/hr)	想定収入（円）	※補正係数加算
多目的ホール	294.32	3,978	92	999	271	1,103	299	700	350	600	1,203,850	1,329,250
研修室 1	76.38	3,978	64	792	394	874	435	200	100	200	277,400	306,100
研修室 2	76.60	3,978	64	792	394	874	435	200	100	200	277,400	306,100
研修室 3	61.61	3,978	64	792	394	874	435	200	100	200	277,400	306,100
研修室 4	59.04	3,978	64	792	394	874	435	200	100	200	277,400	306,100
調理室	39.85	3,978	4	191	0	211	0	100	50	200	57,300	63,300
和室 1	24.05	3,978	0	880	203	971	224	100	50	100	165,850	183,000
和室 2	22.95	3,978	0	880	203	971	224	100	50	100	165,850	183,000
計	654.80	31,824	352	6,118	2,253	6,752	2,487				2,702,450	2,982,950

(参考値：H27 年度)

施設名	施設面積 (㎡)	年間使用可能時間 (hr)	町利用 実績 (hr)	町利用率 (%)	貸館利用 実績 (hr)	町以外減免団体 利用実績 (hr)	貸館利用率 (%)	町以外減免団体 利用率 (%)
中央公民館		37,179	636	1.8%	8,270.5	4,144.0	22.3%	11.2%
講堂	209.00	4,131	151	3.7%	983.5	499.5	23.9%	12.1%
第1研修室	57.30	4,131	290	7.1%	610.5	387.0	14.8%	9.4%
第2研修室	63.00	4,131	73	1.8%	684.0	398.0	16.6%	9.7%
第3研修室	65.90	4,131	0	0.0%	849.5	525.5	20.6%	12.8%
第4研修室	35.00	4,131	61	1.5%	1,023.0	611.0	24.8%	14.8%
第5研修室	42.00	4,131	61	1.5%	1,156.0	599.0	28.0%	14.6%
和室 1・2号	64.20	4,131	0	0.0%	1,477.5	193.5	35.8%	4.7%
和室 3号	27.70	4,131	0	0.0%	610.0	386.0	14.8%	9.4%
会議室	28.40	4,131	0	0.0%	876.5	544.5	21.3%	13.2%
男女共同参画C		16,160	20	0.2%	2,470.0	0.0	15.3%	0.0%
軽運動室	170.00	3,232	16	0.5%	864.0	0.0	26.7%	0.0%
大講習室	58.50	3,232	2	0.1%	500.0	0.0	15.5%	0.0%
小講習室	27.00	3,232	0	0.0%	510.0	0.0	15.8%	0.0%
和室	38.80	3,232	0	0.0%	442.0	0.0	13.7%	0.0%
調理室	69.64	3,232	2	0.1%	154.0	0.0	4.8%	0.0%
計		53,339	656	1.3%	10,740.5	4,144.0	20.2%	7.8%

施設分類	年間使用可能時間 (hr)	町利用 実績 (hr)	町利用率	貸館利用 実績 (hr)	町以外減免団体 利用実績 (hr)	貸館利用率 (%)	町以外減免団体 利用率 (%)
講堂・軽運動室	7,363	167	(A) 2.3%	1,847.5	499.5	(a) 25.1%	(i) 6.8%
研修室・講習室等	31,250	487	(B) 1.6%	6,209.5	3,065.0	(b) 19.9%	(ii) 9.9%
和室	11,494	0	(C) 0.0%	2,529.5	579.5	(c) 22.1%	(iii) 5.1%
調理室	3,232	2	(D) 0.1%	154	0.0	(d) 4.8%	(iv) 0.0%

※補正係数について

1. 設備の種類と数の補正

施設名	貸出施設数(施設)	補正值
複合施設	8	(新しい施設の設備数 /以前の施設の設備数- 1)
中央公民館	9	
男女共同参画C	5	
		-0.43

2. 駐車場の規模の補正

施設名	駐車場数(台)	補正值
複合施設	108	(新しい施設の駐車場 数/以前の施設の駐車 場数-1)
中央公民館	52	
男女共同参画C	21	
		0.48

3. 施設の規模の補正

施設名	延床面積(㎡)	補正值
複合施設	2,023	(新しい施設の延床面 積/以前の施設の延床 面積-1)
中央公民館	1,197	
男女共同参画C	726	
		0.05

補正係数 = 1 + (ア+イ+ウ) = 1.10

6. 効率的な管理運営方法に関する検討

⑩ 想定指定管理料

複合施設（仮称）指定管理料の上限（基準価格）の設定

※基準価格＝管理運営経費－使用料金の収入

管理運営経費（円）	使用料収入（円）	基準価格（円）
44,289,661	2,702,450	41,587,211

管理運営経費

人件費

職種	人数（人）	平均給与（円）	人件費（円）	備考
館長（正職）	1	5,615,754	5,615,754	R5年度平均給与
職員（正職）	1	5,615,754	5,615,754	〃
社会教育指導員（会計）	1	2,691,240	2,691,240	社会教育指導員1級13号給与
管理人（会計）	3	2,296,000	6,888,000	労務職1級5号給与
計			20,810,748	

物件費

	物件費（円）	備考
複合施設（仮称）	23,478,913	はびねす経費（令和4年度）及び新庁舎経費（管理面）を参考として算出

6. 効率的な管理運営方法に関する検討

⑪ 町直営と指定管理の比較

	直 営	指定管理
ヒト	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも、館長・事務職員・社会教育指導員・管理人は必要で、社会教育指導員及び管理人は会計年度任用職員で対応可能ですが、館長及び事務職員は正職員であることが求められます。 <p>⇒複合施設の運営のため新規職員採用が必要です。採用が出来ない場合、少ない職員数の中で新たに職員を配置するのは負担が大きいと思われます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要人員は民間が配置します。また、業者を公募する際に、「必要な資格（社会教育士や社会教育指導員など）を有すること」と条件を付することができます。 <p>⇒町職員を配置する必要がないので、町負担はありません。</p>
モノ ・ コト	<ul style="list-style-type: none"> 町の考え方で事業が実施できます。また、事業を業務委託する場合においても、町の考えのもとで委託ができます。 <p>⇒行政の枠の範囲内での企画となり施設稼働率や住民利益は現状とほぼ変わらないことになるとは思われますが、住民と直接顔を合わせることで地域の声やニーズを把握することができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 町が実施すべき事業に加え、民間の知識・経験・資金・人材・ネットワークなどのノウハウを活かした事業展開が可能で、より地域住民の参加促進や交流の場が増えることなどが期待できます。 <p>⇒運営の透明性や公平性の確保の観点から、定期的に監視する体制の構築が必要です。他の指定管理施設も同様ですが、『益城町指定管理者制度の導入に係る運用方針』に基づきモニタリングを定期的実施していきます。</p>
カネ	<ul style="list-style-type: none"> 支出：管理運営経費 収入：使用料金 <p>⇒経費削減の努力は常に考えているが、飛躍的な改善までにはいたらないと思われます。一方で、地域の声やニーズに合った新たな企画をたくさん展開し続けていくことで、収入増が期待できます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支出：指定管理料（管理運営経費-使用料金の収入） ※指定管理料算定には人件費も含まれます。直営で例えるなら、新たに正職員を雇用する費用が含まれていることとなります。） 収入：なし（使用料金は指定管理者に入ります。） <p>⇒経営ノウハウがある民間事業者に任せることで経費削減のインセンティブが働くものと思われます。</p>

6. 効率的な管理運営方法に関する検討

⑫ まとめ

- ◆ 複合施設は、複合施設建設基本設計において「地域を結び将来の発展を目指す地域づくりの拠点」を“目指す姿”として示しています。この将来像を実現するためには、町既存事業に加え、WS意見を参考とした新規事業、さらに、他自治体事例にある“蓄積された民間のノウハウの力”を加味した事業の展開が必要と思われます。
- ◆ 施設管理運営を町直営とした場合、『町事業+町が必要と思う事業の業務委託』という手法が考えられます。指定管理者制度を導入した場合、『町事業+基本方針に基づいた民間の発想による事業展開』が考えられます。
- ◆ 双方とも、町事業に関しては町が責任を持って実施していくことに変わりはありませんが、その他事業の展開に関しては、“蓄積された民間のノウハウを活かす”か“行政の考えのもとで事業委託する”か、という大きな違いがあります。
- ◆ 複合施設に対する住民の期待は相当高いものと思われます。そして、施設のスタート時の印象で住民の施設への認識がほぼ決まるのではないかと思います。
- ◆ WSで得た意見／ニーズや他自治体の事例を鑑みると、指定管理者による管理運営を選択する方が、より住民ニーズに近づける効果的・効率的な運営が期待できるものだと思います。
- ◆ なお、仮に指定管理とした場合においては、“行政 or 民間”という二者択一の考え方ではなく、“行政 and 民間”という協働の関係性の構築は必ず必要となります。

※指定管理者のモニタリングについては、平成24年に作成した『指定管理者制度の導入に係る運用方針』に基づき、毎年度の事業報告書の提出、月例報告書の提出、疑義が生じた場合の現地調査などを行っております。ただ、特に大事なものは、『疑義が生じた場合の現地調査』ではなく、『疑義が生じることがないようにモニタリングをする』ことだと思いますので、そのような内容への見直しを並行して検討しております（行革大綱『指定管理者へのモニタリングの徹底』）。